

札幌市既存集合住宅 外断熱改修事業補助金

札幌市内にある集合住宅において、外断熱改修工事を行う方に対し、その費用の一部を補助する事業です。

【受付期間】

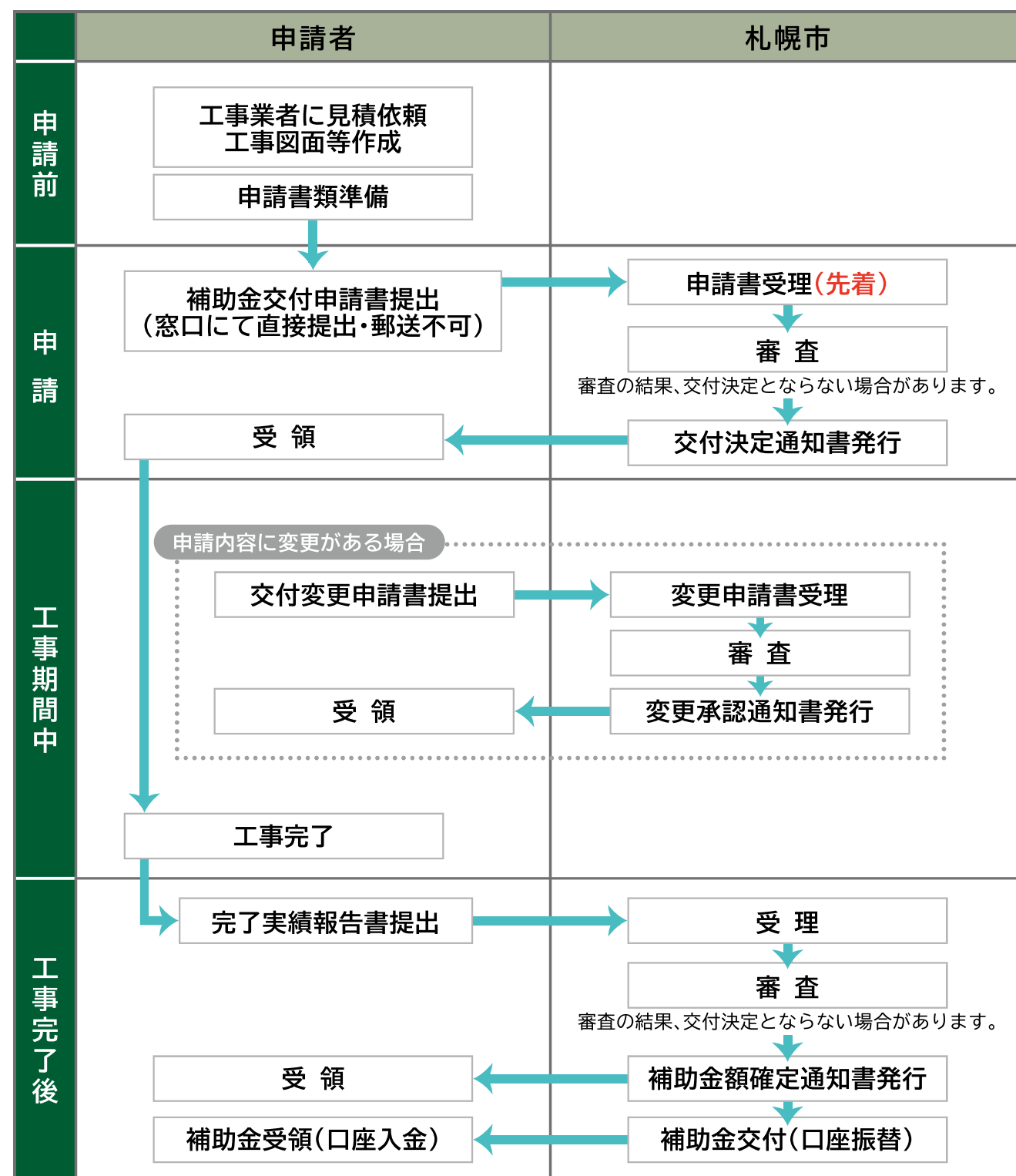
令和8年8月24日(月)から令和8年10月23日(金)

※先着順 ※予算を超えた場合は、受付期間内であっても受付を終了します。

補助額
最大

70万円/住戸

■手続きの流れ



※着手後の申請も可能です。

紙面の都合上、省略して記載しておりますので、詳しい制度内容は下記問い合わせ先又は、札幌市公式ホームページでご確認ください。

■外断熱改修とは？

外断熱改修は、集合住宅本体(躯体)の外側に断熱材を貼り、その断熱材の外側に外装材を取り付ける工法です。工事は、居住したまま行うことができるため、お引越は不要です。

メリット

1. 建物の断熱性が高まるので、結露の改善や光熱費の抑制、資産価値が向上する可能性等があります。
2. コンクリートの耐久性が高まり、長期的な維持保全費用が安くなります。
3. 外装材を交換するので、外観が新しくなります。

■補助対象となる建物

札幌市内にある既存集合住宅で、次のすべてを満たすもの。

- ①共同住宅、寮及び寄宿舍
- ②耐火建築物又は準耐火建築物
- ③延べ面積が1,000㎡以上
- ④地階を除く階数が3階以上



※複合用途の場合、補助金の交付対象となるのは住戸部分のみです。
※その他、詳細な要件は、札幌市公式ホームページでご確認ください。



■補助対象者

- ・分譲された集合住宅の場合：管理組合
 - ・賃貸の集合住宅の場合：所有者
- ※暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しないこと。 ※各種市税を滞納していないこと。

■補助額

次に掲げる額のうち、いずれか低い額。ただし、1住戸あたり最大70万円とする。
※補助対象となる建物1棟に対し、支給される補助金の最大額は、住戸数に70万円を乗じた額となります。

- ・市が定めるモデル工事費(札幌市公式ホームページでご確認ください。)に施工箇所を乗じた額を合計した額の8割
- ・補助対象事業費の8割

札幌市 都市局 市街地整備部 住宅課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 (TEL: 011-211-2807)
詳細の内容や各種申請書の様式は、札幌市公式ホームページをご覧ください。
<https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/01osumai/sotodannetsu.html>



■ 補助対象となる工事

ZEH仕様基準※を満たす外断熱等改修工事で次のいずれかに該当する工事とする。

- ①開口部について、下表1に示す改修工事。
- ②躯体等について、右表2に示す断熱材を使用した改修工事。

※「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準」(令和4年国土交通省告示第1106号)の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準」に規定する基準
国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/common/001880629.pdf>



表1 開口部の断熱化に係る改修工事

工事内容 部 位	対象となる改修工事	
	工事種別	工事規模
窓	内窓設置※1 ・ 外窓交換※2	2.8㎡以上
		1.6㎡以上2.8㎡未満
		0.2㎡以上1.6㎡未満
ドア	ドア交換※3	開戸：1.8㎡以上
		引戸：3.0㎡以上
		開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満
		引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満
仕様・備考	・共用部分の開口部の改修も対象となります。 ・国土交通省が実施する「みらいエコ住宅2026事業」の型番リスト等で公開されている型番の建材であることを確認してください。 又は、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるものも対象となります。	

- ※1 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。
- ※2 外窓交換とは、既存窓を窓ごと取り除き、新たな窓に交換するものをいう。
工事規模は、窓枠の枠外寸法とする。
- ※3 ドア交換とは、既存のドアを取り除き、新たなドアに交換するものをいう。
工事規模は、戸枠の枠外寸法とする。

表2 躯体等の断熱化に係る改修工事

工事内容 部 位	断熱材の区分
外壁の断熱改修	A～C区分：熱伝導率0.052～0.035(W/m・K)
	D～F区分：熱伝導率0.034以下(W/m・K)
屋根・天井の断熱改修	A～C区分：熱伝導率0.052～0.035(W/m・K)
	D～F区分：熱伝導率0.034以下(W/m・K)
床の断熱改修	A～C区分：熱伝導率0.052～0.035(W/m・K)
	D～F区分：熱伝導率0.034以下(W/m・K)
仕様・備考	・断熱材の区分により、補助金額の算定方法が変わります。 ・国土交通省が実施する「みらいエコ住宅2026事業」の型番リスト等で公開されている型番の建材であることを確認してください。 又は、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるものも対象となります。

■ 申請書等

申請書や報告書の様式、添付書類は札幌市のホームページでご確認ください。
<https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/01osumai/sotodannetsu.html>



■ 注意事項

- ・補助額について、固定資産税等を滞納している区分所有者がいるなど、補助金の交付の対象とならない住戸がある場合は、額の算定方法が異なりますので、別途、ご相談ください。
- ・補助金の交付は、同一集合住宅及び同一市民につき、それぞれ年度ごとに一回限りです。
- ・賃貸の集合住宅の所有者は、異なる所在地に存する集合住宅について、同一年度に申請はできません。
- ・着手後の申請も可能ですが、審査の結果、交付決定とならない場合があります。
- ・新築や建替は、対象になりません。
- ・対象建物が新耐震基準であること、若しくは、補助事業完了時において、地震による倒壊の危険性が低いと判断されるものである必要があります。
- ・建物登記事項証明書の権利部(甲区)に、処分の制限の登記(仮差押えなど)がある場合や、未登記建物など所有が明確に確認できない場合は、対象にならない場合があります。
- ・建築基準法に違反している集合住宅は、対象になりません。
- ・同じ工事箇所に対し、国、北海道又は札幌市の他の補助事業等との併用はできません。
- ・募集要項や申請様式等は、下記URLからダウンロードできます。
<https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/01osumai/sotodannetsu.html>

